

## 地域子ども・子育て支援事業に関する

## 子ども・子育て会議（国）の議論と本市の状況及び課題

## 1. 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一覧

事業名	事業概要	該当ページ
①地域子育て支援拠点事業	乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座・育児相談等を展開することで、地域の子育て支援の充実を図る。	1～3
②妊婦健康診査	妊婦を対象とした個別診断を実施、またその受診を促進する。	4～5
③乳児家庭全戸訪問事業 「こんにちは赤ちゃん事業」	概ね生後4ヶ月までの乳児をもつ家庭を対象に母親のメンタルヘルス支援を重点において保健師・助産師が家庭訪問指導を行う。	6～7
④病児・病後児保育事業	保育所に在籍している児童が、病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、当面の症状の急変が認められない場合、当該児童を病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に預かる。 (西川小児科医院に委託)	8～9
⑤ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を「行いたい人」と「受けたい人」からなる相互活動を支援する。サービス内容は、保育施設への送迎や一時預かり等。	10～11
⑥放課後児童クラブ	保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が留守等になる児童を、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。	12
⑦養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援を行う事業。	13～18
⑧延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所における保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間を越えて保育所（園）で児童を預かる。	19

<p>⑨一時預かり事業</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かる。</p>	<p>20～21</p>
<p>⑩子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)</p>	<p>保護者が、疾病・就労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。</p>	<p>22</p>
<p>※ 新 規 事 業</p>		
<p>⑪利用者支援</p>	<p>個々の児童の保育ニーズに対し、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、コーディネートを行う。</p>	<p>22</p>
<p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。</p>	<p>23</p>
<p>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>	<p>新制度における多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進などを行う。</p>	<p>23</p>